

事務連絡
令和8年1月27日

各都道府県・市町
総合特区担当部局 各位

内閣府地方創生推進事務局
(総合特別区域担当)

総合特区制度における旧氏の取扱いについて

総合特別区域法（平成23年法律第81号）及びこの法律に基づく政省令等（以下「総合特区制度」という。）に基づく申請、交付等の事務・手続における旧氏の取扱いについて、下記のとおり周知させていただきます。

記

1 総合特区制度に基づく申請、交付等の手続等に係る氏名欄の旧氏併記（現行の氏名に加えて旧氏を記載することをいう。以下同じ。）について
申請者等が申請、交付等を行おうとする際、旧氏併記を希望する場合は、これを認める。

2 申請書等への記載について

旧氏併記を希望する者は、申請書等の氏名欄（代表者の氏名欄等を含む）において、旧氏を括弧書きで併記するものとする。

（記載例） 地創 [〇〇] 花子 ※旧氏を併記する場合は [〇〇] に追記

3 旧氏の確認について

上記1により対応を行う手続等について、総合特区制度において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した書類を提出させること。

(連絡先)
内閣府地方創生推進事務局
(総合特別区域担当)
電話：03-5510-2467（直通）
E-mail：sogotoc@cao.go.jp